平成２８年（フ）第３３６１号
大阪市北区中崎西１丁目１番６号　吉村ビル1002号室
債務者　上田　泰子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２９号
大阪府東大阪市永和２－７－30救護施設フローラ内、住民票上の住所大阪府枚方市西招提町2198番地
債務者　髙尾ハツ子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７号
山口県宇部市大字東岐波638番地１ビバライフ水落105号
債務者　婦木　進一
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第７３号
山口県宇部市松山町１丁目３番20号シンコー宇部スカイマンション306号室、従前の住所山口県宇部市昭和町２丁目３番９－102号
債務者　光永　文恵
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第３８号
青森県三沢市平畑１丁目７番８号　平畑４号、旧住所青森県三沢市大町１丁目８番１号アートドルチェＡ号
債務者　小野寺真司
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第９５号
岡山県倉敷市笹沖74番地３　みふねマンション305号
債務者　石井　敏夫
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
岡山県倉敷市沖新町61番地15　ＮＥＷＳ　ＳＴＹＬＥ　１－202
債務者　藤井　祥平
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１９２号
札幌市西区八軒４条東４丁目２番15－207号
債務者　藤原　正行
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３８号
札幌市中央区南14条西８丁目５番40－402号
債務者　小川　壽子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３０号
札幌市東区北41条東７丁目２番10号　長栄ビル310号
債務者　伊藤　美雪
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４号
群馬県前橋市古市町１丁目43番地７　リアナ新前橋アパートメント　301号
債務者　原　　ユカ（旧姓樋本）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８１号
群馬県前橋市総社町総社1052番地　グリーンハイツ　102号
債務者　蛭原　信之
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８２号
群馬県前橋市総社町総社1052番地　グリーンハイツ　102号
債務者　蛭原由美子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
群馬県前橋市昭和町３丁目６番22－102号　メゾンフィリッツ
債務者　加藤　重義
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０２号
群馬県伊勢崎市東小保方町3992番地39
債務者　畑山　和広
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０６号
群馬県伊勢崎市下触町710番地５
債務者　三森　　清
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０７号
群馬県伊勢崎市下触町710番地５
債務者　三森久美子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係